

## 令和7年度課税額証明書又は非課税証明書の取得方法について

令和7年度課税額証明書又は非課税証明書は令和7年1月1日現在にお住まいの市町村に請求してください。川崎市に請求する場合は、次の場所で取得することができます。

### (1) 各市税事務所・市税分室、各区役所市税証明発行コーナー

特別支援教育就学奨励費の受給申請のための請求は、証明交付手数料が免除されます。別添「証明交付申請書及び記入例」の「証明交付申請書」を使用して、申請してください。

### (2) マイナンバーカードを使用したe-KAWASAKIでの電子申請又は郵送での申請

郵送料の負担はありますが、特別支援教育就学奨励費の受給申請のための請求は証明交付手数料は免除されます。使用目的が特別支援教育就学奨励費である旨を記載し、申請してください。窓口にお越しいただくずに証明書を取得いただけます。

### (3) 各行政サービスコーナー、各出張所、各支所

証明交付手数料の免除対応はできません。市民税・県民税・森林環境税について減免を申請された場合、算定に必要な項目が表示されませんので(1)又は(2)の方法で申請してください。

### (4) マイナンバーカードを使用したコンビニエンスストアの端末交付

証明交付手数料の免除対応はできません。

また、途中で詳細版と簡易版とを選択する画面が表示されますが、必ず詳細版を選択し、発行してください。市民税・県民税・森林環境税について減免を申請された場合、算定に必要な項目が表示されませんので(1)又は(2)の方法で申請してください。

※令和7年6月10日(火)以降、令和7年度の課税額証明書・非課税証明書の発行が可能になりますので、同日以降にお手続きください。